杉並区レジ袋有料化等の取組の 推進に関する条例の策定について



(1) 杉並区

環境清掃部ごみ減量担当

2. レジ袋有料化実証実験 協定の仕組み 18年10月16日 杉並区レジ袋削減推進協議会、サミット 株式会社、杉並区で協定書締結 消費者 レジ袋 販売 1枚5円で購入 レジ袋の収益は 地域環境教育へ サミット 幅 広 い 啓発活動 事業者) 店舗への職員 派遣等の積極 的な支援活動 地域自主協定 杉並区 レジ袋削減 推進協議会 区民 字器包装廃棄物 3R推進モデル事業 | 環境省 土屋副大臣 山田区長 根本会長 高田社長 (国) (区) (区民代表) (事業者) 3

1. すぎなみ環境目的税条例の制定

- ・<u>平成12年4月</u> 地方分権一括法の施行により、 法定外目的税の創設が可能に
- ·平成14年3月18日 条例制定(施行せず)

レジ袋1枚に5円の課税 徴収方法は特別徴収 税金の使途としては廃棄物の減量、リサイクルの推進、環境保全に係る 施策に要する費用

議会の付帯決議

杉並区は区民、事業者と協働し、買物袋持参運動の推進とレジ袋削減の使用抑制に取り組むことと、条例の施行日を定めるにあたり、地域経済の状況、買物袋持参の普及状況、プラスチックごみの減量状況を調査したうえで、議会の同意を得ること。

-

3. 有料化実証実験開始

正成10年1日15日~3日31日 サミットフトア成田東庄

有料化実証実験支援内容

実験開始日(1/15)から2週間、説明要員として区職員を配置

実証実験開始告知ポスター、のぼり等作成近隣町会での回覧板

実証実験効果測定調査

パンフレットとマイバッグのポストイン チラシの新聞折込

リユース用レジ袋の折畳み作業







4

4.「杉並区レジ袋有料化等の 取組の推進に関する条例、制定について

区では、サミット成田東店での実証実験の結果をもとに、レジ袋有料化の条例化について、検討会を設置しました。

区は、検討会の最終報告を踏まえ、20年3月の第一回区議会定例会にて、「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を制定しました。

検討会の開催経過

19年5月17日(1回目)検討会設置の背景について 6月11日(2回目)条例における義務化、公表、罰則、対象事業者等に ついて

7月 3日(3回目)条例における義務化、公表等の選択肢について 8月 1日(4回目)検討結果報告のたたき台について 8月29日(5回目)検討結果報告について

本条例の制定に伴い、すぎなみ環境目的税条例は20年第2回区議会定例会にて廃止。

5

6. レジ袋有料化の実施状況(平成20年11月1日現在)

- <u>・条例施行前にすでに取組を実施している事業者</u>
 - 6店舗1商店会
 - サミット成田東店、いなげや杉並新高円寺店 など
- ・独自の取組を実施している事業所
 - 6店舗
 - オーケー、ビッグ・エー など
- ・条例施行後に実施する事業所
 - 2 4 店舗
 - 大丸ピーコック阿佐ヶ谷店、コープとうきょう など

5,条例のポイント

1. <mark>レジ袋多量使用事業者(*)は、21年度末までに目標を達成するため、レジ袋有料化等計画書を対象事業所ごとに作成し、区長に提出しなければならない。</mark>

レジ袋多量使用 事業者の定義 前年度のレジ袋使用枚数20万枚以上 目標(マイバッグ等持参率60%)を達成していない。 食料品等販売業の許可を受けている。

- 2.計画書を提出した事業者は、目標を達成するため、計画書に基づき、レジ袋有料化等の取組を行わなければならない。
- 3.区は、計画書を提出しない事業者、取組が著しく不十分な事業者等へ勧告を行い、勧告に従わない事業者を公表することができる。ただし、取組が著しく不十分な事業者の公表については、環境清掃審議会の意見を聴き、公表することができる。